

## 択一式・講評

### 【 労働基準法・労働安全衛生法 】

まず、労働基準法です。

難易度の高い肢もありましたが、基本的な内容の出題も多く、特に正答となる肢は基本知識で十分対応ができるものが多くあったので、ある程度、得点をできたのではないのでしょうか。

問 1：過去問をベースにした肢がいくつかあり、また基本的な内容の肢もあることから、1 問目に解くには、比較的ラクだったと思います。労働基準法の問題は、極めて難易度が高い問題があるので、このレベルの問題(正答の E 肢は基本中の基本)であれば、確実に正解しなければならないところです。

問 2：通達ベースの問題ですが、答えとなる B 肢は過去に出題された論点ですし、その他の肢も、通達とはいえ、難易度はそれほど高くないので、取れなくはない問題でしょう。

問 3：過去問をベースにした問題です。A 肢を自信をもって正しいと判断できれば、問題はないのですが、自信がないと、他の肢を読むことにより、多少混乱をすることも考えられます。できれば、取っておきたい問題です。

問 4：C 肢に判例の出題がありました。判例だという形で出題があると深く考えてしまうということが考えられます。また、D 肢、E 肢が事例的な問題なので、適切に判断できないってこともあります。これらの肢に惑わされなければ、B 肢を選べるのではないのでしょうか。

問 5：A 肢、B 肢は通達、判例からの出題のため、自信をもって正誤の判断をするのが難しかったかもしれませんが、C 肢については、単純な数字の置き換えによる誤りなので、落ち着いて問題を解けていれば、C 肢を選ぶことは容易でしょう。ただ、A 肢、B 肢で混乱をしてしまうと、C 肢の「5 年間」について、他の規定と混同し、正しいと判断してしまうおそれもあるところです。

問 6：過去問ベースの問題です。それも、ほとんどが平成 14 年に出題された問題と同じ論点でした。このことを考えると、この問題は確実に正解をしておくべき問題といえます。

問 7：問題文のすべてに条項番号の記載があるため、条文そのものを読みなれていない方には、かなり読みにくい文章に思えますが、内容的には基本的なものなので、正答を選ぶことは難しくはないでしょう。

以上から 5 点以上は取っておきたいところです。最悪でも 4 点は確保しなければならないところです。

続いて、労働安全衛生法です。

従来から出題頻度が高かった項目が出題されています。

しかし、問 8 については、正確な知識が身に付いていないと、正答を選びにくい問題ですし、問 9 は過去に出題された論点でもありますが、かなりレベルの高い内容ですから、この 2 問については、正答を選ぶことができない可能性がかなりあります。問 10 については、過去問ベースの出題ですが、正答の E 肢の誤りを見つけることができない可能性があります。

これらを考慮する、全滅のおそれもありかあるところですが、最低 1 点は確保したいところです。

労働基準法と合わせて 6 点以上確保できれば、問題なしでしょう。4 点～5 点ですと、他の科目でかなり頑張る必要があります。

なお、科目別の基準点の引下げは、まずないと思われます。

## 【 労災保険法 】

労災保険法の問題、徴収法を含めて、最近では 8 ～ 9 ページ程度のボリュームだったのですが、今年は 11 ページもありました。

ボリュームがあるからといって、単に難しいとは言えませんが、問題文が長文化すれば、当然、読むのに時間がかかることになるし、論点も見つけにくいことになるので、内容面は別としても、問題を解くことが、例年より厄介になったといえるでしょう。

問 1：久々に事例問題が含まれるなど正誤の判断がしにくい肢が含まれていました。そのため、最後の 1 つを上手く絞り込めないという問題といえます。しかし、通勤による疾病、業務上の疾病については択一・選択いずれにおいても出題されている項目なので、取っておきたい問題です。

問 2：B ～ D 肢はかなり長文です。この文章の長さに惑わされなければ、これらについて、基本的な知識で誤りと判断できるでしょう。時間を使わせるための問題と言えるのではないのでしょうか。

問 3：これは基本中の基本なので、確実に取らなければならない問題です。

問 4：A、C、E は正しいと判断することは難しくなかったでしょうが、B と D で迷われた方がいるのではないのでしょうか。

問 5：正答の C 肢の内容は、平 13 3 C の応用といえる内容なので、この問題にある「6 カ月」というのを確認できていれば、容易に正しいと判断できたでしょう。もし、C 肢の規定を知らなくても、他の肢が基本的な知識で誤りと判断できるので、少なくとも消去法で C 肢を選べるでしょう。

問 6：問題文を長文にして惑わせようとしています。基本的な知識で正誤の判断ができる問題です。

問 7：基本的な知識で正答を選択できる問題です。

以上から少なくとも 4 ～ 5 点はとる必要があります。できれば、6 点取っておきたいところです。

徴収法の 3 問と合わせて 7 ～ 8 点を取りたいところです。6 点では、他の科目でかなり頑張らないと、厳しい状況になる可能性があります。

### 【 雇用保険法 】

雇用保険法は、最近では難易度の高い問題が少ない傾向が続いていますが、今年も、基本的な知識で解答できる問題が多かったといえます。

問 1：雇用保険の定番ですね。被保険者の具体的取扱い。過去問をベースにした肢が大半年なので、これは確実に取らなければならない問題です。

問 2・3：いずれも基本的な問題なので、確実に取りたいところです。

問 4：これも基本的な内容ですが、D肢の「10分の9を乗じて得た期間分」という箇所は、見たことのない方が多かったのではないのでしょうか？そのため、DとEの2つの絞込みができなかった方がいるかもしれません。ですので、とりきれなかったということもあるでしょう。

問 5：B肢には一瞬驚くかもしれませんが、この内容を知らなくとも、E肢が単純な申請期限の置き換えによる誤りですから、正答を選ぶのは、それほど難しいことではないでしょう。

問 6：雇用継続給付については、苦手意識がある方もいるので、その辺を考えると、問題のレベルが高いとは言えませんが、正答を選べなかった方が、それなりにいるのではないのでしょうか。とはいえ、この問題も取っておきたいレベルの問題です。

問 7：これも基本レベルの問題です。ただ、通則的な規定について、ちょっとした勘違いなどがあると、もしかしたら取り損ねるかもしれません。

以上から、少なくとも 5～6 点、徴収法とあわせて 7 点～8 点は取りたいところです。9 点以上も十分取れるレベルですので、できれば 9 点以上取っておくと、他の科目で多少ミスがあっても、十分カバーできるでしょう。

### 【 労働保険徴収法 】

選択は、やはり出題なしでした。

択一式は最近の傾向と同じで、過去問をベースにした問題が大半を占めていました。ですので、そのレベルも高くなく、6問すべてを正解できる可能性が十分ありますね。

とはいえ、雇用保険法の問8のC肢のような問題があると、え～、限られるかな？なんて不安になり、他の肢を選んでしまうなんてこともありそうで……

実際、6点満点は取れてないってことがありそうですね。

しかし、最近の傾向からすれば、この法律でどれだけ点を稼いだかが合否を分けるってことにつながることもあります。

基準点前後の方、労働基準法、健保、年金、さらには一般常識、そうそう、確実に得点を取れるってものではないので、ある意味、この科目の重要性って高いです。

合計点を伸ばすには落とせません。

### 【 労働に関する一般常識 】

従来傾向どおり、労働経済の問題が大半を占めました。ですので、点を得にくいことになりますが、まったく得点できないというほどの問題ではありません。

問 1：最近注目度の高い法律であり、過去に出題された箇所もあることから、それなりの学習をしていたはずで、そうであれば、消去法で正答を導き出すことが可能な問題です。

問 2：かなり厳しい内容ですが、B 肢の長時間労働を行う世代について、若年層が高く、短時間労働については壮年層が高いという記載に、社会人としての常識的感覚から違和感を持てれば、誤りとして選べなくはない問題です。

問 3：かなり厳しい内容です。ただ、E 肢の費用について、中退共制度に加入できるのが中小企業だけであることから、一般的な退職一時金や退職年金の費用より割合が高いという記載に違和感を感じれば、選べなくはないですが・・・試験という状況の中では、かなり厳しいですね。

問 4：やはり厳しい問題です。人事の現場で働いていれば、企業が求める人材っていうのは、どういう人ってところから C 肢の違和感に気が付けるかもしれません。

とはいえ、問 2～問 4 は捨て問と判断しても致し方ないところはあります。

問 5：A～C が法令であり、難易度がそれほど高い内容ではないので、切れるのではないのでしょうか。そうだと、2 択になるので、他の肢よりは当てやすいということはあるでしょう。

最悪、1 点を確保できれば、社会保険に関する一般常識の問題と合わせて、基準点は確保できるのではないのでしょうか。

### 【 社会保険に関する一般常識 】

社会保険の沿革に関する出題が択一式で出題されるのは、久々でした。  
その他は、法令関連ということで、それなりに得点を取れるところでしょう。

そこで、

問 6：かなり細かい点に踏み込んだところもあり、正答となる D 肢は自信をもって選ぶことは難しいかもしれません。ただ、問題文中の「すべて」とか、「例外なく」という言葉などをヒントにして、消去法により選び出すことは可能でしょう。ですので、できれば、この問題は取っておきたい問題です。

問 7：沿革の問題ですが、児童手当法、老人保健法、この 2 つの制定がいつかを知っているかが正答を選べたかどうかの分かれ目でしょう。

問 8：答えとなる C 肢は基本的な内容ですが、他の肢に惑わされてしまう可能性が考えられます。とはいえ、この問題を取っておかないと、科目別の基準点 4 点以上を確保するのが難しくなる可能性があります。

問 9：船員保険法の出題ですが、その内容は基本的なものなので、確実に正解したい問題です。ちなみに、出題された規定について、船員保険法を勉強していなくとも、健康保険法などの応用で正誤の判断ができる問題です。

問 10：社会保険に関する一般常識では、たびたび出題されている費用負担に関してです。この問題は確実に取らなければならない問題といえます。

ということで、3 点～4 点は確保したいところです。

一般常識全体で考えた場合、確実に取れるであろうと思われる問題が少ないため、得点が伸び悩む可能性があります。合計点の基準を考えると、5 点を確保しておきたいところです。

### 【 健康保険法 】

過去問や改正点を織り交ぜた問題が中心でした。ですので、過去問、改正への対応ができていたか否かにより、差が付いた可能性があります。また、知識の定着が不十分だった場合、各問 2 肢までは絞れても、最後に「これだ」と確定できないところがあった方も少なからずいたのではないのでしょうか。そこで、うまく当てられれば、それなりの得点ができたでしょうが、逆を選んでしまっていると得点が伸びないという状況になってしまっているでしょう。

問 1：C 肢の正誤の判断がキーポイントになりそうです。これを誤りと判断できれば、D 肢を選ぶことができたのではないのでしょうか。そのため、最後 2 肢のうちから 1 つを選べなかった方が、それなりにいると思われます。

問 2：実務的要素を含む内容なので、かなり厳しい出題といえます。消去法により正答を導き出すことも可能ですが、正解を得られなくても致し方ない問題です。

問 3：難易度の高い肢がありますが、正答の C 肢は基本的な内容ですので、この問題は正解しておかなければならない問題といえます。

問 4：改正点からの出題ですので、確実に取りたい問題です。ただ、金額などをしっかりと記憶していないと、自信をもって答えられないところがあります。

問 5：B 肢が改正に関係する経過措置を論点にした問題だったので、正誤の判断が難しかったところがありますが、正答の E 肢が過去問ベースでしたから、過去問をしっかりと確認していれば、正解を得られた問題です。

問 6：C 肢が見たことのない規定、こんな規定があるのかと混乱してしまうと、適切な判断ができなくなってしまう可能性があります。その影響で、この問題を落とした方もいるのではないのでしょうか。そのほかの肢は基本的な規定ですので、正解しておきたい問題ではあります。

問 7：A 肢の貸付事業の内容を知っていたかどうか、明暗を分けることになる問題といえるでしょう。それを考えると、この問題については、正答肢を選べなくても、致し方ない問題と考えてよいでしょう。

問 8：日雇特例被保険者に関する規定を疎かにしていた方は、正答を選ぶのに苦労した可

能性があるかと思います。そうではない方については、比較的容易に正解することができたのではないのでしょうか。

問 9：改正点を押えていれば、確実に取れる問題です。

問 10：改正関連や過去問ベースの問題であるので、しっかりと正解しておきたい問題といえます。

以上から、できれば7点以上、悪くとも6点は確保したいところです。

### 【 厚生年金保険法 】

従来から厚生年金保険の問題は最後の 1 つを選ぶのが、なかなか厄介な問題が多いということがありましたが、今年もその傾向がありました。そのため、極めて難易度が高い出題はありませんでしたが、得点が思うほど伸びていない可能性があります。

問 1：正答の E 肢は基本ですが、他の肢の正誤の判断ができず、E 肢を選べない可能性もありますが、できれば正解しておきたい問題です。

問 2：60 歳台前半の老齢厚生年金の支給開始年齢、これは基本です。これを覚えていれば、B 肢が正しいと簡単に判断できたはずですので、確実に正解しなければならない問題です（覚えていないと、大苦戦かもしれません）。

問 3：A 肢を読んだ瞬間に、「改正、出た」と思った方は、正解できたのではないのでしょうか。ただ、A 肢が正しいと確信できないと、ちょっとした見落としで C 肢を選ぶなど、他の肢を選んでしまうこともありそうです。

問 4：過去問ベースの問題といえます。ですので、確実に取りたい問題ですが、B 肢、C 肢にある生年月日などがあやふやですと、適切な判断ができないということもありそうです。

問 5：まず、A 肢の論点を見つけることができたかが、この問題の鍵になりそうです。A 肢を適切に判断できないと、正答の E 肢を選べなくなるでしょう。改正点を押さえていれば、E 肢を選ぶことができるのですが、意外と苦戦を強いられた問題と思われるます。

問 6：改正点からの出題でした。離婚時の年金分割に関しては、複雑な箇所もあり、そのような箇所は問題としにくいいため、問題としやすい箇所を出題してきたといえます。改正点ですので、取っておきたい問題ですが、A 肢～C 肢に関しては押さえきれていない方もいたようですので、そのような方については、正解できなくても致し方ないところはあります。

問 7：A 肢は改正、その他は過去問ベースの問題ですので、確実に正解しなければならない問題といえます。

問 8：これは落としてはいけない問題です。このレベルの問題を落としてしまうと、難易

度の高い問題で点を稼がなければならなくなってしまいます。

問 9：基本的な問題ですが、B 肢の判断が適切にできなかった方が少なからずいるのではないのでしょうか。「特例」とあると、聞いたことはなくても、あるのではと思ってしまうこともあり得るので、他の肢を選んでしまうということがあります。とはいえ、できれば取っておきたい問題です。

問 10：この問題も改正をきちっと押さえていないと、正答を選ぶことができないということがあります。

以上から、6 点以上は確保しておきたいところです。

## 【 国民年金法 】

全体的には基本的な内容を中心とした問題でした。ただ、正答を選びにくい問題がいくつかあること、また、前半に厄介な問題があることから、難しいというイメージが出た可能性はあります。

とはいえ、確実に正解できるであろうレベルの問題もあったことから、ある程度の得点は確保できると思います。

問 1：この問題は、正解できなくても構わない問題です。正答の B 肢の誤りは、さすがに厳しいものがあります。ほとんどの方は気が付くことができなかったのではないのでしょうか。

問 2：A 肢に関して、同様の趣旨の問題が平成 15 年に厚生年金保険から出題され、正しい肢とされていました。そのため、A 肢を正しいと判断してしまった方もいるのではないのでしょうか。しかし、この問題の場合、E 肢を正しいと判断しなければならないこととなります。

ということから、この問題については、正解できなくても致し方ない問題といえます。

問 3：この問題は、正答の E 肢が過去問であることから、確実に取っておきたい問題です。ただ、他の肢について、基本的な規定からの出題とはいえ、その文章の表現に惑わされてしまうと、他の肢を選んでしまうということもありそうです。

問 4：A 肢の文章が読み解くのに時間がかかりそうです。また、正誤の判断を適切にできない可能性もありそうですが、その他の肢は基本的な内容なので、少なくとも消去法（B 肢～E 肢を誤りと判断すること）で、正答である A 肢を選ぶことができるでしょう。

問 5：この問題の正答の D 肢は、多くの方が見たことがない（もしくは、見たことはあったけど、ノーマークだった）と思われる規定ではないのでしょうか。そうであれば、消去法で D 肢を浮かび上がらせるしかないということになります。しかし、C 肢、E 肢のちょっとした誤りを見つけられないと、D 肢を選べなくなりそうです。ですので、この問題は、けっこう厳しい問題と言えるでしょう。

問 6：正答の D 肢は基本事項なので、確実に正解しなければならない問題です。

問 7：基本的な問題なので、やはり確実に正解したい問題です。ただ、保険料免除期間の老齢基礎年金額へ反映される割合を理解していなかったりすると、D 肢と E 肢のどちらと迷うことも考えられます。

ちなみに、E 肢は修正が入ったので、「完全に正しくしたいから修正をした」なんて考えて、E 肢を選んだ方もいるかもしれませんね。

問 8～問 10：いずれにしても、確実に取らなければならない問題ですが、問 9 については、「当日」、「翌日」どちらなのかという点が混乱してしまうと、取りこぼすことも考えられます。

前半の問題でどれだけ正解できたかで、大きく違い出てきそうですが、最悪でも 5 点、できれば 6 点以上を確保しておきたいところです。6 点以上を取れていれば、他の科目の点もありますが、合計である程度の得点を確保できるのではないのでしょうか。

### 【 総評 】

全体として、基本的なレベルの出題が多かったといえます。しかし、問題の構成から、正解を選びにくい問題も多々ありました。特に、社会保険に関連する科目について、目に付きました。

そこで、合格基準点ですが、昨年の合格基準点を上回るのは間違いなさそうです。

具体的には、各科目において確保しておきたい点として挙げた

「6点以上」「7～8点」「7～8点」「5点」「7点以上」「6点以上」「6点以上」  
を合計した点が「44～46点以上」になることから、個人的には、「45点±1点」と予測します。

ただし、この基準点については、受験生の現実の得点状況などを加味しない、問題の質としての点になりますので、ご了承ください。